

○財務省告示第二百十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年六月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成二十八年七月七日

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項
利付国庫債券（十年）（第三百四 十三回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項、東日本 大震災からの復興のための施策 を実施するための特別措置法及び財 源確保に関する特別措置法及び財 政運営に必要な財源の確保を図 るための法律の公債の発行の特 例に関する法律の一部を改正する 法律（平成二十八年法律第二十 三号）附則第二条第一項の規定に よりな効力を有するものとさ れた同法第二条の規定による改 正前の財政運営に必要な財源の 確保を図るための公債の発行の 特例に関する法律（平成二十四 年法律第一百号）第二条第一項 及び財政運営に必要な財源の確 保を図るための公債の発行の特 例に関する法律（平成二十四年 法律第一百号）第三条第一項並 びに特別会計に関する法律（平 成十九年法律第二十三号）第四 十六条第一項









十  
三

初利入価・別債行争非  
期札格第参市及入価  
利発競Ⅱ加場び札格  
子率行争非者特国発競

十  
四

後第  
の二期  
利子以

十  
五

償還  
金額限

十  
六

元利  
支額

十  
八

入札  
参加

十  
九

払者  
込期日

年○・一パーセント  
平成二十年十二月十日  
を

平成二十年十二月十日  
を算出し、支出  
払期とし、次  
の金額を支払  
う。ただし、  
払期が銀行休業  
日に当たるとき  
は、その翌営業  
日に支払うこと  
とする。以下に  
規定する期日  
及び第五号に  
おいて同一の  
規則を適用す

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎六月十日及び十二月十日  
を、その日以  
前六箇月に  
おいて、その  
支払う。前  
平成二十年六月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年六月二十日